

総務常任委員会

平成29年12月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○奥村 容子	宮崎 和彦
小林 誠	小村 尚己	木澤 正男
伴 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	西巻 昭男
同 次 長	谷口 智子	総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	福田 善行
まちづくり政策課長	安藤 容子	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
同 課 長 補 佐	福井 まり	財 政 課 長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	税 務 課 長	本庄 徳光
同 係 長	竹山 潔	会 計 管 理 者	藤川 岳志
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	岡村 智生	生 涯 学 習 課 長	中原 潤
同 参 事	井上 貴至	同 課 長 補 佐	平田 政彦

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小村委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全員おそろいですので、ただいまから総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

おはようございます。

委員皆さまには、早朝からご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

本日の委員会ではですね、本会議から付託をされました議案第33号 斑鳩町犯罪被害者等支援条例について、それと、議案第35号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、3議案についてご審議をいただくわけでございますけども、皆様方のご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、継続審査についてでございますけども、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてということで、秋季特別展、また、それと、文化財活用センターの運営等についてですね、担当のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、各課報告事項につきまして、1番目の斑鳩町犯罪被害者等支援条例施行規則、これにつきましては、先ほどの議案第33号と関連いたしますので、一括して説明させていただきます。

次に、2点目、創業支援センターの整備案についてから、6番目の斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果についてということで、5つの案件につきまして、また担当のほうから説明をさせていただきます。

次に、各課口頭報告事項といたしまして、職員の採用試験の結果と、消防関係の年末年始の事業予定について、町有地の売り払いについてと

いうことで、担当のほうから説明をさせていただきます。

それと、1点、私のほうからちょっと説明をさせていただきますけども、斑鳩町の文化振興財団役員の異動についてでございますけども、10月の10日付で理事9名のうち3名が辞任いたしましたので、それに伴いまして、新たに、理事会を開催いたしまして、理事に、野口英治氏と私という形で就任をさせていただきました。この中で、理事会におきまして、野口英治氏を理事長に就任ということで、私が常務理事という形で選任されましたので、ご報告させていただきます。

またそれと、斑鳩町の観光協会におきましても、事務局長が退職いたしましたことから、11月2日付で西梶浩司氏を事務局長に就任いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、小村委員、木澤委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、(1) 議案第33号 斑鳩町犯罪被害者等支援条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、各課報告事項(1)の斑鳩町犯罪被害者等支援条例施行規則(案)についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、付託議案の(1) 議案第33号 斑鳩町犯罪被害者等支援条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。

議案書の末尾、斑鳩町犯罪被害者等支援条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。

この条例は、犯罪被害者やその家族、遺族を含む犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めるものでございます。

初めに、奈良県内の地方公共団体におけます犯罪被害者等の支援に関する条例の制定状況についてでございますが、平成28年4月1日から奈良県の犯罪被害者等支援条例が施行されましたことを受けて、奈良県内の市町村では、同日の平成28年4月1日から大和郡山市において、また、平成29年4月1日から、天理署の管内となります天理市、川西町、三宅町、田原本町、山添村の合計2市3町1村で施行されている状況でございます。

こうした中、本町を含む西和署の管内となります平群町、三郷町、安堵町、王寺町、河合町、上牧町の7町におきましても、犯罪被害者等の支援を図るため、平成30年4月1日からの施行を目指し担当者会議を重ねる中で、本町と同様にこの12月議会に議案が上程されている状況でございます。

続きまして、本条例の内容についてでございますが、初めに、第2条におきましては用語の意義について、第3条におきましては基本理念について、第4条におきましては町の責務について定めております。

次のページをごらんいただけますでしょうか。

第5条におきましては、町民等の責務について定めております。

次に、第6条におきましては、犯罪被害者等に対する相談及び情報の提供等として、町は、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする旨を定めております。

次に、第7条におきましては、見舞金の支給等として、犯罪被害者の方がお亡くなりになられた場合には遺族見舞金30万円を、犯罪被害者の方が重傷病を負われた場合には傷害見舞金10万円を支給する旨を定めております。なお、この見舞金に関する対象者、申請手続きその他必要な事項につきましては、規則で定めることといたしております。

次に、第8条におきましては、居住の安定として、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずる旨を定めております。

次に、第9条では、広報及び啓発について定めております。

なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行することといたしております。

以上、付託議案の(1)議案第33号 斑鳩町犯罪被害者等支援条例についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、関連がございますので、報告事項(1)斑鳩町犯罪被害者等支援条例施行規則(案)について、ご説明をさせていただきます。

本日お配りをさせていただいております、資料番号1、斑鳩町犯罪被害者等支援条例施行規則(案)という表題の資料をごらんいただけますでしょうか。

本規則の内容につきましても、資料の末尾の要旨をもって説明させていただきますと思います。

こちらの資料の末尾、斑鳩町犯罪被害者等支援条例施行規則(案)(要旨)という部分をごらんいただけますでしょうか。

本規則につきましては、先ほどご説明をいたしました斑鳩町犯罪被害者等支援条例の施行に関し必要な事項といたしまして、条例第7条の遺族見舞金及び傷害見舞金の支給対象や支給手続き等について定めるものでございます。

本規則の内容についてであります、初めに、第2条におきましては、用語の意義を定めております。

次に、第3条におきましては、遺族見舞金の支給対象として、遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち第1順位遺族となる者とする旨とし、その順位につい

て定めております。

次に、第4条におきましては、傷害見舞金の支給対象として、傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた日から引き続き町内に住所を有する者とする旨を定めております。

次に、第5条におきましては、犯罪被害者等見舞金の支給の制限として、町長は、犯罪被害者または第1順位遺族と加害者の間に親族関係があるときなどは、遺族見舞金及び傷害見舞金を支給しないことができる旨を定めております。

次のページをごらんいただけますでしょうか。

第6条におきましては、遺族見舞金の額の調整として、傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合における遺族見舞金の支給につきましては、既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする旨を定めております。

次に、第9条におきましては、犯罪被害者等見舞金の支給申請の期限として、犯罪行為による死亡または重症病の発生を知った日から2年を経過したときまたは犯罪行為により死亡または重症病が発生した日から7年を経過したときは申請をすることができない旨を定めております。

次に、第12条におきましては、犯罪被害者等見舞金の支給決定の取り消し等として、偽りその他不正の手段により見舞金の給付を受けたときは、その金額の返還を求めることができる旨を定めております。

なお、施行期日等についてであります。施行期日につきましては、条例の施行に合わせ、平成30年4月1日から施行することとし、適用区分につきましては、規則の施行の日以後となります。平成30年4月1日以後に行われた犯罪行為による死亡または重症病について適用することといたしております。

以上で、報告事項の(1)斑鳩町犯罪被害者等支援条例施行規則(案)につきましてのご説明させていただきます。よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 見せていただいて、悪いものではないのかなというふうに思っているんですけども、ちょっと私も勉強不足で、この間ですね、国のほうの法整備の経緯なんかちょっとよくわからないので、どういう。趣旨は、これ、犯罪被害者を支援することなんだろうけども、ちょっと国の法制定に係る経緯なんかもかいつまんで説明していただけるとありがたいんですけど。

総務課長 まず、趣旨についてであります。犯罪被害に遭われた方やその家族あるいはご遺族が再び平穏な生活を取り戻すためには、犯罪被害者等が置かれた状況を住民1人ひとりが正しく理解し、社会全体で支えることが重要であるという認識の中で、平成16年12月に、そうした犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、国の犯罪被害者等基本法が制定されたということでございます。

この法の制定に基づきまして、国や地方公共団体、警察、関係機関などが連携、協力して犯罪被害者等支援に関するさまざまな取り組みが進められてきたということで、この法律に基づいて、県におきましても条例が制定されたということで、今、こちら斑鳩町においても、この法の趣旨を受けて、この取り組みを進めるために条例制定を、今、上程させていただいているという状況でございます。以上です。

木澤委員 この中でですね、見舞金を支給していくというふうにあるんですけども、これ、国の法律とか、あと、県のほうでも28年度から条例が制定されたということですけども、その中でもこうした見舞金についてはうたっておられるんですかね。

総務課長 見舞金につきましては、こちらの町の条例で制定している制度でございます。一方、県におきましては、同じような、この殺人など故意の犯罪行為により不慮の死をとげた犯罪被害者の遺族または重傷病、こういった重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助と

いう精神に基づいて、国が犯罪被害者等給付金というのを支給するという制度がありまして、そちらのほうで経済的な支援をするという制度がございます。

この給付制度と見舞金制度の違いというところではありますが、国の犯罪被害者等給付金につきましては、一例を挙げますと、遺族給付金の額、こちらについては、320万円から2,964万5,000円ということで、こちらについては犯罪被害者の年齢や収入額、また生計維持関係遺族の有無などによって定まるということで、かなり大きな額にはなっておりますが、こういった、事件があってから裁定がおきるまでかなり時間がかかるという点がございます。

こうしたことから、見舞金制度につきましては、被害者または遺族に対するいたわりの意を示すとともに、入院費用であったり、葬儀の費用であったり、まず当座の費用の、必要費用の助けという点で支給をさせていただくという点で異なっているということでございます。

木澤委員

どういふ方が対象になるのかっていうのは、細かいところで言うと、施行規則のほうでうたっておられるんですけども、具体的に、過去、これの対象になるような事件っていうのがあったのかどうかというのと、どれぐらいの、これ、条例つくってですね、あまりあったらよくないケースなんですけども、を想定されているのか、その辺のところもお聞きしたいんです。

総務課長

先ほどの見舞金と同じ給付要件になってございます国の犯罪被害者給付につきましては、過去5年間で、今、西和署管内で問い合わせたところ、支給実績はないというところでございます。また、見舞金を先行的に施行されております大和郡山市であったり、天理署管内の市町村、こちらについてもないという状況でございます。

また、ちょっと町内のほうでことし10月に町内の方が事件に遭われたという例がございますが、この例につきましては、もし、今、条例が施行されていたとなれば、対象になる可能性はあると考えておりますが、この事件につきましては、今、条例の施行前ということになりますので、

支給対象には、実際、ならないということにはなろうかと思っております。以上です。

木澤委員　あと、これ、条例のほう、きょう、規則のほうはきょう見せてもらったんですけど、条例のほう見る限りではですね、実際に犯罪に遭われた本人さんについては、それは町内の方ということではわかるんですけども、遺族の方なんかについては町内に限定されていないのかなというふうに読んだんですけども、そこはどういうふうに考えるんでしょうかね。

総務課長　今、おっしゃっていただきましたとおり、条例施行規則のほうにおきまして、犯罪被害者の方につきましては町内に住所を有したものという定義がございますが、遺族の方につきましては第3条に規定しております、そこには住所要件というのはありませんので、そのとおりということでございます。

委員長　ほか、ございませんか。　木澤委員。

木澤委員　すみません、もう1点、窓口設置するっていうふうに、これ、条例のほうで掲げておられるんですけども、具体的にはどういう形で考えておられるんですか。

総務課長　もしご相談がございました場合は、総務課を窓口とさせていただきます、各関係機関であつたり相談機関のほうに、その内容をお聞きして、適切なところの窓口をご紹介するという対応を考えているところでございます。

木澤委員　これについては、条例制定して、被害に遭われた方については支援をしていくべきかなというふうに思いますので、これについては、内容については結構かと思います。

また、周知の際にですね、今、窓口も総務課のほうで設置するとおっしゃっていただいたので、よく住民さんから、どこに行ったらいいのと

いうことを聞かれるんです。だから、この条例の中身の周知とあわせて、窓口ここにありますよというのともあわせて、わかりやすい形で周知していただきますように、お願いしておきます。

委員長 ほか、ございませんか。 小林委員。

小林委員 今、ご説明いただきましたけど、国の制度が使い勝手が悪いからという
ことで、兵庫県明石市の自治体がですね、先に取り組みをされまして、
その評価されて、国のほうが後からこれを実施されるということなん
ですけれども、明石市のほうでですね、その実績っていうか、これ、該
当するのはどれぐらいあったかっていうのは、もし把握されていたら、
教えていただきたいんですけれども。

総務課長 すみません、ちょっと明石市の事例につきましては、承知していない
ところでございます。

委員長 よろしいか。 小村委員。

小村委員 犯罪被害者等支援の施行規則のほうの第4条関係なんですけど、引き
続き町内に住所を有している者とするって書いてあるんですけども、こ
れはどういった場合を除くための文言なのかなっていうのをお聞きした
いと思います。

総務課長 まず、住所、犯罪被害者の方につきましては、町内に住所を置かれて
いる方という要件をまずは書いておりまして、その後も引き続き、基本
的には住所を有しているというのは申請対象としておりますが、例えば
この括弧の中で、町長が特別の理由があると認める者を含むという、書
いて、ここをただし書きのような形で規定する理由につきましては、精
神的な状況によってですね、町内に住み続けるとやはりそれを思い出し
てしまうというようなことで転居されるようなケースもあると思います。
そういう場合につきましては、やむを得なく考えるということで、仮に

移転をされていてもこの対象とするということで規定しているものでございます。

小村委員　　そうしたら、この文言は、逆に必要ないってことないですか。引き続き町内に住所を有している者とする。今の説明やったら、これがなくてもいいんじゃないのかなって思うんですけど。

総務課長　　基本的には、申請の時点でも、実際に犯罪に遭われた時点、また申請の時点でもずっと町内にいていただいている方が支給対象であるという規定はあります。ただし、そういったやむにやまれない理由で町外に転出された場合につきましては対象とするということが基本的な考え方でございます。

委員長　　よろしいか。ほか、ございませんか。

(な し)

委員長　　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第33号 斑鳩町犯罪被害者等支援条例については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　　異議なしと認めます。よって、議案第33号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第35号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄税務課長。

税務課長　　おはようございます。

よろしく願いをいたします。

それでは、議案第35号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

税務課長

それでは、本条例の内容について、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をごらんいただけますでしょうか。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきまして、条例要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますよう、よろしく願いをいたします。

今回の町税条例の一部改正につきましては、平成29年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたこと及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第239号）が平成29年9月15日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でございます。

(1) といたしまして、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備として、個人町民税に係ります配偶者控除、配偶者特別控除の見直しに伴い控除対象配偶者の定義が改められましたことから、関係する規定中、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

参考をごらんいただきたいと思います。平成29年度の税制改正におきまして、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しがなされまして、平成31年度分から、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者につきましては、配偶者控除の適用がなくなるよう改正が行われたところでございます。この改正に伴いまして、地方税法における用語の意義について、改正後では、これまでの「控除対象配偶者」を「同一生計配偶

者」に、また、この当該同一生計配偶者のうち、配偶者控除の適用がある合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者を「控除対象配偶者」とされたところでございます。このことから、扶養親族等の人数によりまして計算をいたします均等割の非課税限度額及び所得割の非課税限度額につきまして、これまでと同様の計算方法の取り扱いとするよう、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」にそれぞれ条文を改めるものでございます。

次に、施行期日等でございます。本改正条例につきましては、平成31年1月1日から施行し、平成31年度以降の年度分の個人の町民税について適用をしております。

以上、議案第35号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。委員皆さま方には、何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これについては、ことしの3月議会でも、資料も出していただいて、一定、説明は受けたんです。改めて、その影響する金額等についてですね、確認させていただきたいと思うんです。

税務課長 今回の、平成29年度の税制改正におきましては、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しというところで、2つ改正がございました。まず、配偶者控除あるいは配偶者特別控除の低減あるいは消失の影響額ということで、こちらのほうにつきましては320万円の増収、配偶者特別控除が拡充されましたことによる減収額としてマイナス560万円ということで、差し引き240万円の減収ということで、29年度の課税ベースで見込んでおるところでございます。なお、補足の説明となりますけれども、この減収分につきましては、全額国費で補填されるということとなっているところでございます。

木澤委員 今回の税制改正については、配偶者控除が廃止されると。影響額については、減収分がふえるっていうことは、住民さんの負担が軽くなる人のほうが多いということになるのかなとは思いますが、今回、条例改正の中身ですね、が、国の法改正が丸々そのままきているわけではないということで、冒頭で課長のほうからも説明していただいたんですけども、きちっと説明、専門用語で説明していただくという形になるのかもしれませんが、ちょっとやっぱりわかりづらいなと思いましたので、確認したいんです。非課税対象の範囲が今までの、今までというか、法改正のそのまま適用すると対象が狭められてしまうっていうことになるんですね。それを今までどおり適用するっていう改正だということを確認したいんですけど、よろしいですかね。

税務課長 今、委員さんおっしゃっていただきましたように、所得38万円以下の配偶者を有する方の非課税の計算におきましては、その方の人数をカウントする形で非課税限度額の計算をします。今回の条例改正を行いませんでしたならば、所得が1,000万以上の方に関しては、その所得が38万円以上の配偶者の方の人数をカウントせずに計算をするということになりますので、今までと同様に取り扱いをするように、今回、文言の整理をさせていただくという改正をさせていただくことでございます。

木澤委員 ちょっとわかれば教えてほしいんですけど、じゃあ、そのまま改正せずにいくと何人の方が対象になってしまうか、わかりますかね。

税務課長 こちら、非課税限度額の計算のところでございますけれども、今回、これまでと同様の取り扱いとなるように改正をするところでございますけれども、実際には所得1,000万を超える方で住民税が非課税という方には実情おられませんので、特段この改正がないからといって、言い方悪いですが、現時点では影響はないというところにはなっておりません。

木澤委員 影響はないということですが、法改正によってやっぱり不利益を受けるという住民さんが出てきてはいけないという考え方のもとでの条例改正だというふうに思いますので、その点は評価をさせていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第35号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目

民生費負担金の第1節 児童福祉費負担金で、私立保育所の入所児童数が当初見積もりを上回ることから、328万3,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、負担金と同様の理由及び認定こども園の入園児童数が当初見積もりを上回ることから528万2,000円の増額、第2節 障害福祉費負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費及び更生医療費給付費が当初見積もりを上回ることから、合わせて1,604万2,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、社会保障・税番号制度における特定個人情報の照会及び提供に係る国と地方の情報ネットワークシステムの仕様変更に伴い町の各システム改修が必要となることから、補助金201万6,000円の増額をお願いするものであります。

第2目 民生費国庫補助金では、第2節 障害福祉費補助金で、障害者移動支援事業費が当初見積もりを上回ることから、103万6,000円の増額をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。

第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、第2節 児童福祉費負担金264万1,000円、第3節 障害福祉費負担金802万円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、子ども医療費助成に係る県補助対象分の決算見込みにより250万円の増額、また、国庫負担金で申しあげました認定こども園の入園児童数が当初見積もりを上回ることから、施設型給付費等補助金14万3,000円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費助成に係る県補助対象分の決算見込みにより90万円の増額、地域生活支援事業費補助金で、国庫補助金と同様の理由により51万8,000円の増額、第4節 老人福祉費補助金で、重度心身障害老人等医療費助成に係る県補助対象分の決算見込みにより30万円の増額をお願い

いするものであります。

9ページにお移りいただきまして、第16款 財産収入、第2項 財産売払収入では、第1目 不動産売払収入で、龍田南6丁目地内の町有地を購入希望者に売却したことから、702万7,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、ふるさと納税の申し込みが当初予算額の800万円を上回る見込みであることから、第1節 教育費寄附金104万円、第2節 福祉費寄附金74万円、第4節 都市計画費寄附金16万円、第5節 総務費寄附金5万円、第6節 農林水産業費寄附金1万円の合わせて200万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入にかかわる内容であります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年4月に実施した人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上させていただいております。

主な歳出の内容につきまして、ご説明いたします。

初めに、第1款 議会費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、11ページにかけての第1目 一般管理費で、人件費の補正をお願いしております。

第3目 財政管理費では、歳入で申しあげましたふるさと納税額の増に伴う報償費76万円の増額をお願いするものであります。

第6目 企画費では、町制70周年記念事業にいただいた総務費寄附金5万円の財源振替をお願いしております。

次に、11ページから13ページにかけての第2項 徴税費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第6項 監査委員費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で人件費の補正と、第25節 積立金で、歳入で申しあげました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積み立てを希望される寄附金の積立金22万8,000円の増額と、第28節 繰出金で、歳入で申しあげ

ました社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修や人件費補正に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金131万円の増額をお願いするものであります。

14ページにかけての第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正と、第13節 委託料で、同様に社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修費用として33万5,000円の増額をお願いするものであります。

第5目 医療対策費では、各種福祉医療費助成が当初見積もりを上回ることから、第20節 扶助費で合わせて1,403万円の増額をお願いするものであります。

第7目 障害福祉費では、第13節 委託料で、歳入で申しあげました障害者移動支援事業費が当初見積もりを上回ることから323万8,000円の増額、社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修費用として49万7,000円の増額、第20節 扶助費で、更生医療費給付費、障害者介護給付・訓練等給付費が当初見積もりを上回ることから、合わせて3,208万4,000円の増額をお願いするものであります。

第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、第11節 需用費で、給湯管の破損等により光熱水費及び修繕料が当初見積もりを上回ることから、合わせて172万9,000円の増額をお願いするものであります。

第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修等や人件費補正に伴う介護保険事業特別会計への繰出金382万8,000円の減額をお願いするものであります。

第10目 総合保健福祉会館管理運営費では、第11節 需用費で、生き生きプラザ斑鳩の利用者が増加したことなどにより、光熱水費36万5,000円の増額をお願いするものであります。

15ページにお移りいただきまして、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正と、次世代育成の充実にいただいた福祉費寄附金の財源振替をお願いしております。

第2目 保育園費では、人件費の補正をお願いしております。

第3目 児童保育費では、第13節 委託料で、私立保育所等の入所児童数が当初見積もりを上回ることから、公立保育所で146万6,000円、私立保育所で2,719万2,000円、認定こども園で111万円の増額をお願いするものであります。

第4目 学童保育運営費では、第4節 共済費で、学童保育臨時職員の雇用において厚生年金保険等の適用対象が拡大されたことから、社会保険料90万9,000円の増額をお願いするものであります。

16ページをお開きいただけますでしょうか。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、人件費の補正をお願いしております。

第4目 健康増進事業費では、健康づくりの推進にいただいた福祉費寄附金7万円の財源振替をお願いしております。

17ページにお移りいただきまして、第2項 清掃費では、それぞれの目において、人件費の補正をお願いしております。

18ページをお開きいただけますでしょうか。

第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第2目 農業総務費で、人件費の補正をお願いしております。

第8目 遊休農地解消総合対策事業費では、農業振興にいただいた農林水産業費寄附金1万円の財源振替をお願いしております。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第1目 商工総務費で、人件費の補正をお願いしております。

19ページにお移りいただきまして、第7款 土木費、第1項 土木管理費では、第1目 土木総務費で、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2項 道路橋りょう費では、第2目 道路新設改良費で、神南3丁目地内の道路改良事業において土地所有者との用地交渉がまとまったことから、その取得費用として、第13節 委託料で210万円、第17節 公有財産購入費で280万8,000円の増額をお願いするものであります。

20ページをお開きいただけますでしょうか。

第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、人件費の補正

をお願いしております。

第2目 公共下水道費では、第28節 繰出金で、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正と、本特別会計において下水道使用料の増額が見込まれることなどにより、合わせて540万5,000円の減額をお願いするものであります。

第7目 景観保全対策事業費では、自然環境の保全と活用等にいただいた都市計画費寄附金16万円の財源振替をお願いしております。

次に、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費では、第11節 需用費で、町営住宅追手団地において新たに2件の退去があり、その内裝修繕を実施することから151万2,000円の増額をお願いするものであります。

21ページにお移りいただきまして、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、人件費の補正をお願いしております。

第2目 教育振興費では、県費教員の配置状況等により常勤講師が増員となったことから、第4節 共済費20万4,000円、第7節 賃金188万1,000円の増額、第20節 扶助費では、準要保護世帯の新入学児童学用品費を入学前に支給することができるように、101万5,000円の増額をお願いするものであります。

22ページをお開きいただけますでしょうか。

第3項 中学校費、第2目 教育振興費では、第20節 扶助費で、小学校費と同様に、準要保護世帯の新入学生徒学用品費142万2,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、人件費の補正をお願いしております。

23ページにお移りいただきまして、第5項 社会教育費では、第1目 社会教育総務費と第2目 公民館費において、人件費の補正をお願いしております。

第4目 文化財保存費では、人件費の補正と、第25節 積立金で、歳入で申しあげました教育費寄附金分として、斑鳩の里歴史文化遺産保

存・活用基金への積立金104万円の増額をお願いするものであります。

第5目 図書館管理運営費では、人件費の補正と、第4節 共済費で、図書館臨時職員の雇用において厚生年金保険等の適用対象が拡大されたことから、社会保険料20万6,000円の増額、第11節 需用費で、図書館開架閲覧室の空調機の修繕料として55万2,000円の増額をお願いするものであります。

第6目 文化財活用センター管理運営費では、人件費の補正をお願いしております。

24ページをお開きいただけますでしょうか。

第6項 保健体育費では、第1目 保健体育総務費で、人件費の補正をお願いしております。

第5目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、第11節 需用費で、テニスコート人工芝全面の修繕料として、713万5,000円の増額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、3,009万1,000円の充当をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）につきましての説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設水道常任委員会及び厚生常任委員会において、それぞれの所管に関する内容につきましては説明がなされておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、小中学校の新入学生徒児童に対する入学準備品費ですね、を補正で計上していただいて、来年度に向けて実施していくということで、この点はこの間も要望させていただいてきて、議論もしてきた結果ということで、評価をさせていただきたいなと思います。

これ、レジメのほう見せていただきますと、報告事項の（４）のところでこの説明があるということなんですけども、ちょっとその細かいところも聞いていきたいなと思っているんですが、質問はどちらのほうでさせていただいたほうがいいのか。ここでも構わないのか。

委員長、いかがでしょうか。

委員長 そのときでよろしいな。 木澤委員。

木澤委員 そうしましたら、この点については、こちらの補正予算のほうでは評価をさせていただくということにとどめておきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 暫時休憩いたします。

（ 午前9時45分 休憩 ）

（ 午前9時45分 再開 ）

委員長 再開いたします。

ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可

決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第38号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 中原生涯学習課長。

生涯学習

おはようございます。

課長

それでは、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告をさせていただきます。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

まずは、10月28日から11月26日まで開催いたしました秋季特別展「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展～藤ノ木古墳のお宝～」についてでございます。展示会の入館者につきましては、2, 282名の方にご観覧いただきました。昨年に比較し、136人の減、前年度比といたしましては94.4%となっております。この原因といたしましては、開催期間の1日目と2日目に予定しておりました史跡藤ノ木古墳の秋季石室特別公開が、台風22号の接近により、1日目は雨天となり、2日目は石室公開を中止いたしましたことが大きく影響したものと考えております。また、展示会の関連行事といたしまして、11月19日の日曜日に中央公民館大ホールにて、大阪府立近つ飛鳥博物館長の白石太一郎氏による「藤ノ木古墳の被葬者を考える」と題した記念講演会を開催し、80名の参加をいただいたところでございます。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてでございます。去る11月10日に開催いたしました斑鳩町文化財活用センター運営委員会では、今年度の事業進捗状況や来年度の事業計画等について報告、説明を行いますとともに、秋季特別展の視察を行っていただき、ご指導やご助言を賜ったところでございます。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) につきましては、先ほど説明が終わっておりますので、(2) 創業支援センターの整備案について、理事者の報告を求めます。

安藤まちづくり政策課長。

まちづく
り政策課
長

おはようございます。

それでは、(仮称)創業支援センターの整備案について、ご説明申し上げます。

(仮称)創業支援センターにつきましては、平成28年9月の総務常任委員会で地方創生推進交付金の活用について報告し、平成28年度から3か年計画で創業支援を進め、2分の1の補助を国から受けてまいることを説明させていただいたところでございます。3か年計画の中で、平成29年度には創業支援センターの設計業務を行い、平成30年度にはテレビ電話会議システム等の環境を整えた創業支援センターの工事をを行う計画としておりました。

この間、近隣市町村においてテレワークスペースなども開設される中、斑鳩町らしい創業支援をできる場所について検討を進めておりましたところ、今年8月に、社会福祉法人萌より協働のまちづくり・住民活動センターを通じまして、同法人が町内で運営する障害者自立施設でWi-Fiやパソコンを設置した地域住民のためのコミュニティスペースを開

設したいとの相談がございました。このことから、同法人に対しまして、コミュニティスペースの役割とともに、女性や障害者など、だれもが気軽に就業や創業について相談でき、テレワークもできる施設として活用することを提案いたしましたところ、同施設を（仮称）創業支援センターとして整備を行うことで合意に至りました。

それでは、資料2をごらんくださいませ。

1. 整備場所でございます。斑鳩町神南5丁目地内の社会福祉法人萌が所有する施設でございます。2階と1階の半分はグループホームとして使用しておられますが、1階の半分を整備スペースすることとしておりまして、面積は47.6平方メートルでございます。

続きまして、2番、運営予定団体は、社会福祉法人萌で、県北西部・中部地域に活動拠点を置き、精神障害者、その家族、地域住民のさまざまな思いを大切にしながら地域福祉活動に取り組む団体です。斑鳩町の事業展開といたしましては、就労継続B型事業所らそらは、斑鳩町商工会に所属されており、竜田揚げプロジェクトに参加されておられます。地域活動支援センターまーぶるは、斑鳩町が、精神障害者の地域活動支援センター業務を委託している団体です。生活支援センターぼるとべるは、斑鳩町が、精神障害者相談支援業務を委託している団体です。グループホーム彩友館は、3室からなるグループホームで、同じ建物の1階半分をコミュニティスペースとして活用される予定であったところを、ただいま申しあげております斑鳩町の創業支援センター機能を併せ持つこととなったものでございます。

続きまして、資料裏面をごらんくださいませ。

3. 創業支援センター兼コミュニティスペースの機能でございます。まず1つめ、定期相談、こちら、創業支援相談の定期相談でございますけれども、斑鳩町が斑鳩町商工会に委託する創業支援相談事業の相談員が、月1回、このセンターで相談を行うものです。その他、随時訪れる創業希望者の対応もこのセンターで行います。

2. 就業支援相談としては、随時訪れる就業希望者の対応をこのセンターで行うほか、斑鳩町が斑鳩町商工会に委託して実施する女性就業支援セミナーをこのセンターで行う予定です。

3. テレワークです。テレワークとしては、パソコンやテレビ電話を利用して自宅や会社以外の場所で仕事をしたい方が利用を希望された場合、このセンターを利用できるよう、利用受付や運営、利用者対応を行うものです。

4. コミュニティスペースです。社会福祉法人萌が自主事業として行うもので、弁当やコーヒーの販売、授産品や住民作品等の販売、地域の子ども、お母さん、お年寄り、障害のある方が集うミニイベントの開催を予定されています。

続きまして、4. 斑鳩町と社会福祉法人萌と、そして、斑鳩町商工会の連携による効果についてでございます。まず、斑鳩町にとっては、子育て世代、障害者などさまざまな立場の方の創業や就業を支援できます。また、社会福祉の面でも、精神障害者の社会参加や交流、自立支援を促すことにつながる効果が期待できます。斑鳩町商工会にとっても、斑鳩町での創業を支援することにより、商工会の会員増強につながります。また、就業支援を行うことにより、町内事業所に優秀な人材を確保することができると考えられます。社会福祉法人萌にとっても、創業支援センターとコミュニティスペースを兼ねることで、広報、イベントの充実など、相乗効果が期待できます。さらに、斑鳩町商工会とつながることで、法人の授産品の販売促進につなげることができると考えられます。

このようなことから、（仮称）創業支援センターを、資料末尾にございます整備図のように整備していきまして、平成30年秋のオープンを目指してまいりたいと考えております。

以上、創業支援センターの整備案についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小村委員。

小村委員 この創業支援センターの整備については、以前まで伺っている情報と大分異なってきたのかなというところなんですけども、もともとは駅前でされる、テレワークもやめるというような、天理市でもあまり、

先進地事例を見るとあまりテレワークが使われていないという答弁で、テレワークも考えていないという答弁だったと思うんですけど。僕の記憶が間違っていたら、ご指摘ください。それがどのような変遷でこう変わったのかっていうのを、ちょっと教えてください。

まちづく
り政策課
長

私もちょっと議事録も確認させていただきまして、自分がどのように言ったのかもちょっと確認したんですけども、まず、駅前の件につきましてはですね、もともと駅前の交番の跡地を利用するというので、最初に創業支援センターが予算要求にあがったときの予算審査のときにそのような状況を伝えさせていただいたところであったと思うんですけども、その後ですね、そこを候補地としますが、もっとよいところがあれば検討していくというような答弁させていただいておったかと思います。

テレワークについてもですね、近隣の市町村の状況を見る中で、検討してまいりたいということでお話をさせていただいておりました。確かにそのテレワークの件につきましても、近隣市町村での状況、かなり厳しい状況は変わりございません。最近も担当者の方に聞いてみましたが、やはりなかなか満員にならないし、人を集めるために違う事業をして、人を寄せるための事業を追加して行っているというようなお話も聞いておりました。

このようなことから、あともう1点なんですけども、同じこの、今、説明申しあげておりました地方創生推進交付金の活用につきまして、事業の中で、創業支援の中でですね、創業支援相談というものをことし2月から商工会さんで行っているんですけども、そちらにつきましてもですね、かなり銀行さんを通じましてその相談を募っているところではございますけれども、思ったほどの相談実績がございません。銀行さんも包括提携を結んでいる関係でいろいろアドバイスいただいたところによりますと、やはり銀行さんは銀行さんで、創業の相談を受けると、それを自分のところの営業成績に回す必要があるんで、よそさんの相談には回しにくいと。自分のところでおさめて、そして自分のところでお金を貸すような形でやはり持っていきがちであるというお話も聞いており

ますので、なかなか思うようにですね、創業支援相談というものも入ってこないという状況を聞いておりました、そういった中で、単独の施設で創業支援センターなり、またテレワークをするということになりますと、かなりの、何て言いますか、思うほど人が来ていただけないという状況が予想されます。もちろん努力はさせていただこうとは思いますが、近隣の市町村さんの状況も聞いておきますと、努力してもなかなか来てもらえないので、またほかの事業をやっていく必要があるということも聞いておりましたところ、いいところはないかなと考えておりましたところ、ちょうど萌さんほうからですね、住民活動センターのほうにWi-Fiを設置してコミュニティスペースをしたいというお話をいただきましたので、それであれば、斑鳩町は他市町村さんと違った形ですね、ごく、本当に近い市町村でもテレワークをされておりますので、斑鳩町では違った形で、女性でありますとか、障害者の方でありますとか、なかなか創業でありますとか、就業でありますとかってということがですね、難しい方にとって、身近に相談できるスペースであったり、身近にテレワークを一度やってみようというスペースであったり、そこに障害者の支援団体の方がついていただいて支援できるような形であれば、斑鳩町にとっても、創業にとっても就業にとってもいいと思いますし、また、福祉にとっても有用でないかと考えましてですね、今のような案で社会福祉法人萌さんと相談を重ねましてですね、合意に至ったところでございますので、今までちょっと言っておりました法隆寺の駅前の交番での計画とは随分違っておりますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

小村委員 この萌さんと連携すると有効に活用ができる、テレワークスペースもある程度うまるという形で確認させてもらっていいですか。

まちづく
り政策課
長 テレワークスペースにつきましてもですね、それがですね、本来、普通のテレワークスペースであったら、一般の住民さんに斑鳩町でテレワークやっていますので来てくださいという形になると思うんですけども、やはり萌さんという、そういう斑鳩町の中でひとつの大きな精神障

害者の自立を目指す団体さんが使っていただくことによって、精神障害のある方にも、本当に身近にこういうスペースがあって、人と対面して仕事をするのは大変だけれども、でもテレビ電話でなら仕事ができるとか、あと、パソコンでなら仕事ができるという方にとってですね、それが就業支援につながるのではないかと考えておりますので、有効に生きるのではないかと、また、もしそれができなくても、そういう支援をする場所が本当にその身近にあることでですね、障害者の方を勇気づけることができるのではないかと考えております。以上です。

委員長 よろしいですか。 木澤委員。

木澤委員 すみません、ちょっとよくわからないんですけど、もともと萌さんのほうで障害者の方の就労相談をされていて、そこにさらに創業支援の相談も一緒にするっていうような考え方でいいのでしょうか。

まちづく
り政策課
長 ちょっと別個に考えていただきたいんですけど、最初に、資料2の整備予定場所の図を見ていただきたいんですけども、1つ目の左側の建物が、もともと勝井整形外科やったところなんです。そこに就労継続B型事業所とあって、お弁当をつくったりする事業所があります。そして、その同じ建物の中に、地域活動支援センターまーぶると生活支援センターぼるとべるがありまして、そこでですね、精神障害者の方のための相談事業等を行っております。そのお隣にですね、昔、お好み焼きと美容院があった建物なんですけれども、その建物を、今度、萌さんがですね、グループホームとしまして買い取らはって、そして、その建物の1つの場所を、この一角が、2つの建物で萌さんが精神障害者の方の自立のためのスペースとして確保しはったことによって、それを住民の方に開くことによってですね、住民の方ともつながりたいし、精神障害に対する偏見とかがもしあったらその壁も取り除いていきたいということで、そのコミュニティスペースをしたいとおっしゃってこられたわけなんです。その支援を町に何かしてもらえないかというご相談がありまして、そういったところ、斑鳩町のほうで、そうしたらここで創業支援相談や就業

相談を一緒にするようなスペースにすれば、いろいろな方がここに集うだろうと。その集う中でいろいろな壁が取り払われていくのではないかとということが1つでございます。

そして、もう1点はですね、こちらのほうの分で就業相談なり創業支援相談をしていただくことによりまして、もともとここにはたくさんの職員さんがいらっしゃいますので、インターホン1つでおりにいていただいて、随時の創業支援相談や就業相談をですね、こちらの萌さんのほうで引き受けていただく。もちろん専門性はございませんので、そこで、斑鳩町商工会とつながって、お互い相談をしながらですね、対応していただくという形をとっていきますので、萌さんにとってもですね、今まであまり就労とか創業とかっていうノウハウがなかったところを、斑鳩町商工会と結びつくことでいろいろなノウハウを得ていかはりますし、それを生かして地域に広げていくという形をとりたいと考えております。

ちょっと議員さんの質問にちゃんと答えられているかどうかわかりませんが、以上でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 場所としては、今、この整備されるスペースの中で精神障害者の方の就労相談も受けるということですね。もともとはその隣の建物でやっていたけども、今後整備して以降はそちらのほうでやっていくということになるんですね。

まちづくり政策課長 そのとおりでございます。

木澤委員 それは、事業としては、1枚目の裏面ですね、創業支援センター兼コミュニティスペースの機能ということで、その中には精神障害者の方の就労相談っていうのは入っていないんですけども、それは別事業としてもともとあるので、今回新しくつくる中には組み込まれないということ

になるんですか。

まちづく
り政策課
長 この創業支援相談も、就業支援相談も、全ての方を対象としておりま
す。ですから、その中に精神障害者の方も含まれるということござい
ます。以上でございます。

木澤委員 ちょっとややこしいこと聞くかもしれませんが、そうすると、今ま
でやってこられた相談っていうのは、そっちのほう、廃止するっていう
ことになるのか、それか。どういうふうに理解、整理したらいいのかな
とちょっと思いまして。

まちづく
り政策課
長 萌さんが福祉課から委託を受けてはるその自立相談の話とおっしゃっ
ているのかと思うんですけども、自立相談は、全てが就業とか創業とか
ではございませんので、もちろんそれはそのまま福祉課としては継続さ
れます。ただ、こちらのほうで、斑鳩町のほうでは、その創業支援相談
の部分であるとか就業支援相談の部分を萌さんに、コミュニティスペー
スを使って委託させていただきますので、それはどちらでやっていただ
いてもいいかと私どもは考えております。以上です。

木澤委員 わかりました。そっちでもやるけども、より専門性の高いところのア
ドバイスも受けられるような形になるっていうことですね。

まちづく
り政策課
長 そのとおりでございます。

木澤委員 あと、すみません、私、前はよく通るんですけども、ちょっと立ち寄
ったことなく、ここ、駐車場とかってあるんですかね。相談に来られ
る方、どういうふうに想定されているんでしょう。

まちづく
り政策課 資料末尾の整備案という図を見ていただきたいんですけども、ちょう
ど上のほうに駐車スペースがございます。上というのも、ちょうど堤防

長 と建物の間に駐車スペースが何台かございますので、駐車していただくことは可能かと思えます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議 長 これ、ちょっと見せてもらってね、整備案ですねんけど、この図面、この黄色が町で施設改修、茶色って言いますか、この色で備品整備と、こう書かれていますねんけど、私、ちょっとわかりませんのは、入り口を左から右に移さんと、そして、あと、今の入り口を壁にしてはりますねん。これ、なぜ、これ、今の入り口の前にスロープつけたり、駐車場をずらしたりでけへんのかなと。ちょっとそのあたり、教えてもらえますか。

まちづく
り政策課
長 今ね、私が図をつけている部分は、1 ページの部分の黄色の部分です。3 枚目につけているこの部分は、1 枚目につけているこの黄色の部分だけなんです。なんですけど、駐車場っていうのは、その隣のところとまたがっているんです。もともと美容院とお好み焼き屋さんがあったんですけど、それがちょうどまたがっているような形になっておりましてですね、今の段階で入り口をそのままにしてスロープをつけますと、駐車場が完全にスロープで分断される形になりまして、駐車スペースが少なくなってしまうというのが1 点でございます。そのために、反対側に入り口をずらしまして、そしてスロープをつけたいというのが1 点目でございます。もう1 点目が、もう既にですね、このような形でできあがって、水色の部分はできあがっているんですけども、構造上ですね、こちらの入り口のほうは右のほうがよいというようなご意見を相談員の先生らからいただきましてですね、どちらも兼ねまして、特に駐車場の分断されると、それこそ駐車スペースが少なくなってしまうので、こちらのほうに入り口を移動させていただきまして、なおかつスロープを新たにつけたいというふうに考えております。今現在は、もともとはお好み焼き屋さんと美容院やったので、段差がありますので、入り口のところに。以上でございます。

議長 私、ここの場所ようわかりますねんけどね、これ、今、説明で、もうこの工事はしてはりますのか、それとも。まず、それ聞きたいですねん。

まちづくり政策課長 本日これを説明させていただきました後、できますならば、年明けに設計の入札をさせていただきたいと思っています。それがちょっと急いでいまして、なぜかと言いますと、これ、補助金をいただいています、本年度には設計業務をするということで補助金を受ける予定となっておりますので、そのあたりで来年早々にはさせていただきたいと考えております。以上です。

委員長 よろしいか。
暫時休憩いたします。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時12分 再開)

委員長 再開いたします。
そのほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)まちあるき拠点整備について、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは、まちあるき拠点整備について、ご報告させていただきます。ことし6月14日の総務常任委員会で、まちあるき拠点用地の購入についてご報告させていただきました。この土地については、今後、まちあるき拠点として宿泊施設等の誘致を進めてまいりたいとご説明させていただきましたが、検討の結果、隣接する法隆寺観光自動車駐車場の土地とあわせまして、まちあるき拠点として、(仮称)マルシェ・

ホテル・駐車場複合施設を民間誘致により整備してまいりたいと考えており、その概要案がまとまりましたことから、当委員会にご報告させていただきます。

それでは、資料をごらんくださいませ。

1. 整備予定場所は、法隆寺観光自動車駐車場敷地のうち、舟塚古墳と法隆寺iセンター敷地を除く約3,685平米と、6月に購入しましたまちあるき拠点用地1,365.66平方メートル、合わせて約5,070平方メートルです。なお、法隆寺観光自動車駐車場は、まちあるき拠点整備完了と同時に廃止する予定としております。

2. 整備の形態です。①まちあるき拠点として、(仮称)マルシェ・ホテル・駐車場複合施設を民間誘致により整備することとし、公募プロポーザル方式により事業者を選定します。②上記整備予定地を町が選定事業者に賃貸し、選定事業者が施設の整備、運営、管理を行うとしております。

3 番目です。主なプロポーザルの条件案です。マルシェ機能としては、道の駅的なマルシェを整備、運営し、斑鳩町の物産、例えば農作物、食品、グッズ等を販売及びPRを行うこととします。

宿泊施設機能としては、敷地内に宿泊施設を設けることとします。なお、まちあるき拠点用地購入の原資となった企業版ふるさと納税受け入れに関し、対象事業を宿泊施設等の誘致のための用地購入費に充てることで既に国に申請し、認定されておりますことから、宿泊施設を入れることは必須条件となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

駐車場機能としては、近隣の交通渋滞を抑制するため、有料駐車場、バスや乗用車等に対応したものを整備、運営することとします。なお、プロポーザルに示す駐車台数の目安は、現在の法隆寺観光自動車駐車場の利用実績から積算して示す予定としております。

その他の機能として、カフェやレンタサイクルなど斑鳩町の観光振興に役立つ機能も提案できることを加える予定としております。

裏面に移りまして、イメージ案でございます。プロポーザルに際しての町が民間企業に期待するイメージ案、例えば照明、植栽、案内表示な

どのパーツデザイン案を大阪芸術大学デザイン学科とともに作成し、提示してまいりたいと考えております。

4. 整備スケジュール案としては、平成30年1月から3月に、既にまちあるき拠点整備に関し事業者誘致事業の発注支援業務を委託している株式会社長大とともにプロポーザルの案を作成をしていくと同時に、大阪芸術大学デザイン学科の学生とイメージ案を作成してまいります。平成30年4月から6月ごろにプロポーザル選考委員会の設置など準備を行い、平成30年7月ごろにプロポーザルを実施していき、できますならば2020年春ごろまでに開業できればと考えております。

5番、配置案でございます。建設地は、事業者が最も効果的な位置を選ぶことができます。配置案は1棟だけですが、事業者が効果的と考えれば複数の建物を配置することも可能です。プロポーザルの主な条件としては、1つめ、車の駐車台数の確保、2つ目、トイレの整備、3番目、タクシー乗降所の確保などを記載してまいります。また、入り口は松並木側とし、マルシェやホテル利用者の車が生活道路に進入しないようにしてまいります。なお、舟塚古墳と法隆寺iセンターの建物・敷地は賃貸する土地から除きます。

下段に観光自動車駐車場と一体整備することによるメリットを記載しておりますので、ごらんください。町の負担が不要になります。例えば駐車場の運営に係る人件費やトイレの洋式化に係る費用が不要になるということです。次に、駐車場もマルシェアンドホテルの一部となり、イメージアップが経営の一環として図られます。夜間は、ホテルの宿泊者用駐車場として活用できます。また、国道25号に面しており、観光客や通行車両等からマルシェアンドホテルのあることがよくわかります。最終的に、現在の駐車場収益は、土地賃貸料でおおむね回収することができると考えております

このようなことから、まちあるき拠点整備については、旧農協倉庫跡地だけでなく、法隆寺観光自動車駐車場もあわせた整備を進めることで、聖徳太子1400年御遠忌に向けまして、斑鳩の里のイメージを一新するようなプロジェクトとして進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりました。

ここで、10時35分まで休憩いたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時35分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

各課報告事項(3)まちあるき拠点整備について、報告をいただきました。それに対する質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員。

木澤委員

今まで報告いただいていた中身と大きくがらっと変わったなというふうに思うんですけど、今までのやつも具体的な構想っていうのは示していただいていたんですけども、私、理解していたのは、農協の倉庫跡地の土地を購入してそこに宿泊施設を誘致するというので、町営駐車場にはかからないのかなと思っていたんですけど、もともとのその説明は、それで合っていたんでしょうかね。もともとそういうふうではなかったんでしょうか。

まちづく

り政策課
長

もともとのご説明のときには、まだそのような構想がないときにしか説明をさせていただいておりませんので、農協跡地をですね、購入して、それを宿泊施設に充てたいというところまでしか事務局自体の構想もございませんでした。以上でございます。

木澤委員

それがこういうふうに町営駐車場にも、大きくというか、ほぼ全面的に含めてですね、プロポーザルをかけていくということで、だから、町営駐車場のほうにも大きく影響が出てくることになりますね。

先ほど課長の説明の中では、これまで駐車されていた分の料金収入については賃貸料で取れるということですが、駐車場自体の運営っていうのはどういうふうになっていくんでしょうね。

まちづく
り政策課
長

先ほども説明の中で申しあげましたとおり、このまちあるき拠点の整備完了と同時に、法隆寺観光自動車駐車場は廃止とさせていただき予定でございます。その後はですね、このマルシェアンドホテルアンド駐車場の複合施設を運営される事業主さんがですね、駐車場を有料として経営していただく予定でございます。以上です。

木澤委員

その際に、ここにも書いてくれてはったんかな、今まで、さっき課長の報告の中で、今まで駐車場として利用されていた台数についてはそういうとめ方できるようにしていくというふうに、たしか説明してくれてはったと思うんですけども、それがだからどれぐらいの駐車場としての台数確保を町としては考えておられるのか。

まちづく
り政策課
長

まだまだ検討中でございますけれども、今、事務局で目安としておりますのが、バス25台、乗用車50台程度というふうに考えております。

木澤委員

それは同時にとめてってということですか。1日に

まちづく
り政策課
長

同時にバス25台、乗用車50台がとめられるような駐車場を確保されたいということでございます。以上です。

木澤委員

ごめんなさい、今の駐車場のスペースだと、同時にどれぐらいとめられるんですか。それがちょっとどう変わるのかっていうのがイメージつかないんですけど。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時39分 再開)

委員長

再開いたします。

安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 すみません、回答がおくれまして。バス25台、乗用車100台程度が、現在、収容可能でございます。以上です。

木澤委員 そうすると、それも含めてこちらの民間のほうに委託していくとなると、当然、今、駐車場の管理についてはシルバーさんに委託されていますけど。

(「観光協会」と呼ぶ者あり)

木澤委員 ごめんなさい、観光協会ということですが、それはもう観光協会への、今、指定管理していますけど、それはもうなくすということ、当然そうなりますね。

まちづくり政策課長 観光自動車駐車場のですね、三井も含めてですけれども、管理委託がですね、ちょうど平成30年度末で終了となります。3年の管理委託なので。ですから、それまでは観光協会に駐車場の管理をお願いいたしますけれども、それ以後につきましては、恐らく三井のみになるのではないかと考えております。以上です。

木澤委員 あと、この宿泊施設なんですけども、来られる業者さんとの相談もあるでしょうけど、大体どんな規模で考えてはるんですか。

まちづくり政策課長 これにつきましてはですね、本当に事業者さんの考え次第だと思います。私ども事務局案としましてはですね、例えば女性専用のカプセルホテルでありますとか、長期滞在できるような自炊できるホテルでありますとか、今、周辺にないような機能を持てば、いろいろな方が来ていただいてまちあるきも広がるのではないかというふうには考えてはおりますけれども、それは私どもの考えることではなくて、むしろ、例えばですね、マルシェの上に1棟スイートでつくって、1室だけにするのが

儲かるという事業者さんがいらっしゃいましたら、それを提案していただくというのがプロポーザルのやり方であろうと思いますので、それについてはこだわらないということでございます。以上です。

木澤委員　　ここ、風致やったと思うんですけど、高さの規制とかっていうのはどうなっていましたっけ。

まちづく
り政策課
長　　こちら、2階建てまでしか建てられない地域でございます。以上です。

木澤委員　　どれぐらいの客室をつくるかとか、それも今後やと思うんですけど、先ほどおっしゃっていただいたバス25台と車50台の駐車スペースを確保するっていうのは、当然、そのホテルを利用されるお客さんの分もその中に入るっていうことになるんですかね。

まちづく
り政策課
長　　おっしゃるとおりでございます。こちら、バス25台と車50台を想定しておりますけれども、それはマルシェの利用の方もいらっしゃれば、法隆寺に観光に行く方もいらっしゃいます。そして、夜になったら、それがちょうど宿泊施設用になるということになるわけでございます。以上です。

木澤委員　　あと、このタクシーの乗降場の確保というのも書いてはありますが、これは、ちょっと今までの状況がわからないんですけど、今までの状況と、新しく考えてはる構想と、ちょっと教えてほしいんですけど。

まちづく
り政策課
長　　今ですね、タクシー乗り場というものを法隆寺のiセンターの近くに設けておりますので、そちらにつきましても、法隆寺iセンターの敷地内になりますので、それは残るかなというふうな感じはするんです。ただ、これはちょっとまだ置いておきたいとは思っていますけれども、ただ、今言っています乗降所といいますのは、例えばホテルの方が、宿泊客が来はるときに、タクシーで送って来はるとしたら、ここ、有料自動車駐

車場なので、そのタクシーにつきましてですね、お金を取られますと、タクシーが中に入らずに松並木のところでとまってスーツケースをおろしてもらうようなことがございましては宿泊客の方に利便性が悪いということでございますので、タクシーはただで中に入ってもらって宿泊客のスーツケースをおろしてもらうような形をとっていただきたいというものでございます。以上です。

木澤委員　　そうすると、ホテルを利用される方に限ってっていうような形のタクシーの乗降ということなんですか。

まちづく
り政策課
長　　それにつきましては、マルシェもございますので、マルシェに来られる、タクシーで来られる方もいらっしゃるかと思いますので、タクシーについては、迂回する分ですね、中に入ってお客さんを乗降する分については料金を取らないようにしてくださいよというようなプロポの条件をつけたいと思っております。以上です。

木澤委員　　あと、iセンターを利用される方ですね、については、これまで料金は取っておられなかったというふうに思うんですけども、そこはどういう考え方になるんでしょうか。

まちづく
り政策課
長　　iセンターの敷地内にですね、数台ちょっと車を置く場所がまだ残るかと思っておりますので、それについてのすみ分けについては、ちょっと今後考えていかなければいけないと思っておりますので、要検討課題であると考えております。以上です。

木澤委員　　そこの話との関連なのかもしれませんが、観光ボランティアの方が1台確保されて、駐車場スペース確保されておられたと思うんですけども、それもその中での話し合いになっていくんですかね。

まちづく
り政策課　　それもそちらに含まれます。今後、iセンター利用者、観光ボランティアの方含めた形で、どのような形で最終的に賃貸の場所を区切ってい

長 　くかということを決めていかなければいけないと思っておりますので、面積につきましても、約3, 685と書いておりますのは、そのあたりの区切りもちゃんとつけていかなければいけないという意味合いでございます。以上です。

木澤委員 　今回、こういう形でされて、今後、プロポをかけていくってことですけど、地元の方ですね、に対する説明とかっていうのは、どういう形で考えてはるんでしょうか。

まちづく
り政策課
長 　本日このような形です、議会でこういう案がありますということで概要案をご説明させていただきました後に、また、予算案等もあると思いますので、そちらが通りましてから、プロポーザルの大体の概要が固まりました後にですね、地元の説明会は開くべきであると考えております。以上です。

委員長 　ほかにございませんか。　　伴議長。

議 長 　これ、図見せてもうて、私、ちょっと確認させていただきたいんですけど、たしかこの農協の倉庫の跡地は、ふるさとの納税の法人版で、目的を決めて、そしてふるさと納税していただいたという経緯が聞いておりましたけど、そのものだけで、私は、どちらかというとその土地でホテルを、宿泊施設って言いますか、用に何か、たしか宿泊施設用にそういうようなふるさと納税していただいたという、僕は印象を持っているんですけど、今回、これ、今まであった観光駐車場と絡んでこういうような運用のされ方をすると。これでもふるさとの法人版のその辺で問題いうのは出てこない。多分それ、出てこないから、これ、今こうやって説明いただいている。それだけもう1度確認してください。非常に気になりますので。

まちづく
り政策課 　先ほどもちょっと説明の中で申しあげたんですけれども、まず、この土地をですね、買うときにですね、既にまちあるき拠点用地の購入の原

長 資となったその企業版ふるさと納税の受け入れに対しまして、対象利用を宿泊施設等の誘致ということで、等がついているんですけれども、等のための用地購入に充てることで既に国に申請して認定されておりますので、宿泊施設を入れることは必須条件になるということをご説明申しあげました。2つの土地を合わせてどうするかということにつきましては恐らく国に説明が必要であるとは思いますが、それではいけないということはないと今のところ考えておりますが、もう1度、国に対しても確認させていただきたいと思っております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 小村委員。

小村委員 現在の駐車場収益を教えてくださいたいのと、これ、土地賃貸料でおむね回収することができるって書いてあるんですけれども、実際どれぐらいの額なのかっていうのをまず教えてください。

まちづく
り政策課
長 まず、現在は、28年度決算額で2,133万5,800円の駐車場収益がございます。それでですね、あるんですけれども、その収益でさらに斑鳩町の観光協会に管理委託しておりまして、そこは人でもって管理しておりますので、その人件費で約900万のお金がかかっております。差し引きまして、1,200万程度になります。

今、町有地の使用条件の賃貸料を考えているんですけれども、約20年間で年額1,300万円程度でどうかというふうに考えておりますので、それをもって確保できるのではないかと考えているところでございます。以上です。

小村委員 1,200万って、1年間で1,200万ですよ、駐車場の収益が。それを20年間で1,300万で土地を。

まちづく
り政策課
長 すみません、ちょっと言い方が悪かったんですけれども、駐車場の収益は差し引き1,200万ぐらいありますが、今度土地を貸すときには、その土地の貸す値段は、20年の契約にしたら1,300万ぐらい、年、

もらえるのではないかと考えております。だから、その期間によりましてお金を割り戻しますので、貸借期間によりましてですね、今度、賃貸料が変わってくるんですけど、今、事務局では、20年やったら1,300万程度違うかというふうに考えていますので、平成29年度における相続評価額を用いた賃貸料は、年約1,300万円となるということです。以上です。

小村委員 20年間契約したら、2億6,000万の収益というか、っていう形ですね、掛ける20ですから。

まちづくり政策課長 おっしゃるとおりでございます。

小村委員 今、1,200万利益あるところを、1,300万で貸して、建物も建てるんですよ、こっちで。

まちづくり政策課長 いえいえ、土地は貸すだけで、斑鳩黎明保育園と同じで、貸すだけで、建てたり整備したりするのは全部事業者でございます。

委員長 よろしいか、ほか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと、今、いろいろな質問聞かせてもうて、伴議長の話もちょっと聞いていたんですけど、このマルシェ、ホテルの、今、これ、絵はね、農協旧地跡にかかっていますけど、自由に建てられるということで、もしこれね、この駐車場の中へ建て入れたら、これ、買うた意味ないん違いますか。さっき言うていた、あれ、ふるさと納税とかそんなん、だめになってくるん違うかなとちょっと私も、今、感じたんですけど。

それとあと、ここで町のいろいろなイベントしていますよね。そのイベントが、もうやめるのか、でけへんようになるのか、それはちょっとわからないですけど。

あと、自由に建てられるということで、これ、もし2棟、3棟と建て

たとして、その駐車場のその役割っていいのか、転々とされたときに、うまいことその整備できるのかどうか。

あと、私が前から言うていたように、国道から、今、入っていますわね。進入禁止や言うていても、一般の人はわからへんから、皆入ってきます。それが、これがホテル入ったら、もっと入ってくるの違うかなど。このときに、事故起きたときに、どっちの責任やということになるので、その辺もちょっともっとしっかり。

あとは、この大きさ、建物の大きさとか、その辺の規定をもっとちょっとはっきりしてほしいなと思うんですよ。これ、今やったら、結構アウトでしょう、何棟建ててもええと、駐車場さえ確保できたら何棟建ててもええと。ちょっとその辺がちょっと。ある程度規定つくったほうがええん違うかなと思うんですけど、その辺どう考えておられるのか、ちょっとお願いします。

まちづく
り政策課
長

すみません、私の説明がちょっと説明不足やったので、ちょっと申しわけないんですけども、1点目に、旧農協倉庫跡地をかけなくてもどこに建ててもよいということだったんですけども、国のほうにも確認いたしましてですね、こちらのほうの土地を1センチでもかけなあかんということやったら、それを条件にしていかなあかんと思いますので、貴重なご意見いただいたかと思えます。

2点目なんですけれども、何棟も建てたら駐車場が確保できひんの違うかというご心配をいただいているんですけども、最終的に県の建築確認を受けなあかんので、ですので、そんなに、3棟も4棟も建てられるようなものではないかと思いますが、どのような形で建てられるかというのを、もちろんプロの人がこの土地の中で検討されて、そして、一番駐車場もホテルも目立ちながらも、そして、うまく運用できるように考えられると思います。もちろん自分ところの稼ぎにならないことはされませんので。ということを考えられると思いますので、それはプロポーザルで来たものをですね、やはり議員さんのご意見を頂戴して、選定委員会の中で、一番、そういった考えも含めまして、どの案がいいのかというのを選考していきたいかと思っています。

3点目なんですけれども、入り口が、今、国道側にあることをご心配
いただいていたんですけれども、今回のプロポーザルでは、国道側に入
り口は設けない、つまり入り口は松並木側だけということでちょっと考
えておりますので、特に、それはご心配ないかと思えます。

最後ですね、イベントのことなんですけれども、イベントにつきまし
ては、また予算委員会的时候にもいろいろご報告させていただきなあか
んかと思えますけれども、平成30年の4月になりましたら中宮寺跡の
整備が終わりますので、そちらでいろいろなイベントができないかっ
ていうことを、現在、文化財の担当者と詰めているところでございます。
以上でございます。

委員長 よろしいか。 宮崎委員。

宮崎委員 今の話やったら、国道のほうは閉めてしまうような感じでやっておら
れるということで。あとはもうホテルのね、あれで、経営のほうでっ
ていうこと。建築確認の話出ましたけど、これ、40%やったら、これ
だけ広がったら、2棟、3棟でも建てられると思うんですよ。その辺は、
ちょっとできたらね、さっきも言うたように規定、向こう、建てられる
ところとよく話し合っただけでね、やってもらわないと、もうあっちこっち建
てられて、ちょっとね、法隆寺にちょっとそぐわないような建物建てら
れても具合悪いし、その辺は十分検討していただきたいと思えます。こ
れからまたちょっと、またまたこれから出てくると思えますので、その
辺また協議していきたいと思えます。以上です。

委員長 プロポの規定いうんですか、内容は、並行的にでもええけども、議
会のほうへも示してもらええることは可能ですか。

まちづく
り政策課
長 今の事務局案では、3月議会の中の総務常任委員会でお示しできれば
ということを目標に事務を進めていきたいと考えております。以上です。

委員長 はい、わかりました。委員さん、それでよろしいですね。

(異議なし)

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(4) 就学援助制度における新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、理事者の報告を求めます。

安藤教育委員会総務課長。

教委総務 課長 それでは、各課報告事項(4) 就学援助制度における新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、説明をさせていただきます。

資料4をごらんください。

本年3月31日、文部科学省におきまして、要保護児童生徒援助費補助金の取り扱いで、小学校への入学開始前に新入学児童学用品費を支給した場合についても補助対象にできるよう見直しが行われ、平成30年4月の就学予定者から適用されることになりました。これまでは、在籍している児童生徒のみが補助の対象でありましたが、新入学児童学用品費につきましては就学予定者も認められるようになったというものでございます。このように国の一定の方針も示されましたことから、本町の準要保護児童生徒への新入学児童生徒学用品費の支給につきましても、これに準じた取り扱いをするものでございます。

まず、1. 内容といたしまして、平成30年度の小学校、中学校入学予定者から、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費について、入学前に支給を行うことができるようにするものでございます。

次に、2. 対象者は、(1) 斑鳩町に住所を有すること、(2) 国公立の小学校または中学校に就学する予定の児童がいること、(3) 就学援助の支給要件、所得要件等でございますが、該当していることとしております。

次に、3、(1) 1人当たりの支給額であります。平成29年度の

国の基準額であります、小学校4万600円、中学校4万7,400円としております。

次に、(2)支給時期は、平成30年3月上旬を予定しており、(3)支給方法は、保護者の口座への振り込みを考えております。

次に、(4)返還であります。就学予定者が就学前に斑鳩町から転出または死亡した場合、国公立の小学校または中学校に就学しなかった場合は、返還をいただくこととしております。

続きまして、4. 予算措置でございますが、本定例会、さきの一般会計補正予算(第5号)にですね、上程をさせていただいているところで

最後にですね、広報周知でございますが、平成30年1月号広報紙お知らせ版、ホームページ、また、学校、幼稚園等にですね、幅広く周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、就学援助制度における新入学児童生徒学用品費の入学前支給についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 先ほど申しあげていましたので、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ、やっていただくのは非常にいいことやというふうに思っています。その中で、これまでですね、支給方法について、どういうやり方をするのかっていうのは検討したいと、これ、前教育長がそういうふうに一般質問で答弁されていたんですけども、近隣の市町村だと、前前年度の所得でもって支給していくという方法とっていますけど、斑鳩町は、今回、どういう形でされるのでしょうか。

教委総務課長 今回の見直しにつきましては、入学する前の年度に現に必要な経費という、取り扱うということとしております。例えば平成30年度、来年4月にですね、就学する予定の児童生徒は、その前年度であります今年度中に学用品等購入していただく、必要な経費ということで、

平成29年度の支給決定になるということでございます。

以前の答弁の中ではですね、この制度が変わらなければ、当該年度で、本来、認定すべきでありました。一旦暫定的な決定をしておいてですね、そして、所得の確定する6月以降にですね、本決定を行って、場合によれば返還をいただくようなこともですね、そのときは、その制度改正前はですね、そういう扱いも出てくるのではないかとということで、前教育長、答弁しておったんですけども、この見直しにつきましては、その前年度に必要な経費であるというふうに認定をしてですね、その時点で支給決定をしていくということ、そういう運用に変わるということでございます。以上でございます。

委員長 せやから、その年度は、何年度を基準にするの。28年度。

教委総務課長 所得、いつの所得を見るかということになりますと、前前年度の、新入学児童生徒の学用品費の支給に関しては前前年度の所得を見るというふうになります。

委員長 木澤委員。

木澤委員 そうすると、今まででしたら、新学期が始まって以降申請してもらってっていう形になっていましたけど、これ、だから、就学援助費の申請をその入学する前にすることになるんですね。その前前年度の所得で見るとっていうことは、就学予定者の方は心得ておられると思いますけども、よっぽどやっぱり周知しておかないとわからないと思うんですよね。これ、広報とか町のホームページでですね、掲載されるっていうことなんですけど、保育園とか、幼稚園とか、そこに行っておられない方はもうなかなか難しいですけども、そういう方にもやっぱり十分周知していただいて、やっぱり申請漏れっていうのをね、ないような形とっていただきたいなと思うんですけど、そこはどう考えてはるんですかね。

教委総務 先ほども答弁させていただいていますけれども、幅広くですね、周知

課長 していく必要があるかと思えます。学校であるとか、幼稚園、保育園等にもですね、制度の改正行ったこと、該当者については申請いただきたいということで周知していきたいというふうに考えております。

木澤委員 あと、(4)の返還のところですね、3の(4)ですね、転出した場合については返還求めるというふうになっているんですけど、一般質問のときには奈良市の例で紹介させていただいたんですけど、転出した先の市町村に対して、斑鳩町から、例えば出していますよという情報を伝えることで、ダブってその方が受給されるのを防ぐというような方法もあると思うんですけども、それは、そういうふうにはできないんですね。っていうか、転出してしまってからまた返還求めていくっていうのは難しいのかなと思うんですけど。

教委総務課長 そのあたりはですね、異動があった場合、双方の教育委員会でですね、連携をとりながらやっていきたいというふうには考えております。現状といたしましては、転出をされた場合は二重支給にならないようにしていくというのが最善であろうかと思えますので、その辺は連携をとりながらですね、仮に転出をされたら、そこは、返還を求めていくというふうには考えているところでございます。

木澤委員 ちょっとよくわかりづらかったんですけど、連携は、他市町村ともすると。でも、その対応で、だから、向こうからの支給をしていただくっていうことは、でも、返還求めるんであったら向こうから支給してもらわなあきませんよね。

教委総務課長 そのとおりでございます。二重支給にならないようにですね、していくということを考えておまして、斑鳩町に返還をいただくのであれば、転出先のほうでですね、支給していただくように、その辺は連携をとっていきたいというふうに考えております

木澤委員 これ、支給の費用については、国から出るものですよ。ごめんなさ

い、ちょっと、今、記憶が定かじゃなかったんですけど、斑鳩町の負担が半分でしたっけ。ごめんなさい、ちょっと確認させてもらえますか。

教委総務課長 準要保護の就学援助につきましては、これ、町単独事業となっております。これ、平成17年のですね、三位一体の改革のときに国庫補助廃止になっておりまして、今は町単独の事業となっております。いわゆる交付税の対象にはなっているというところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議長 これですね、私もこれは、正直言うて町立の小中学校のものやと思っ込んでおったのが、これ、国公立やと、今、これ、見せていただいて、こういうシステムになっているんやなど、初めて私知ったんですが、その場合、これ、国立なんかでしたら大概、特に中学なら、受験があるん違うかなと。大阪のほうなのか、奈良市のほうなのか、国立の中学校、ありますわな、そういうように受験が。2月上旬までになって、これ、書いていますけど、これは、そんなので間に合うようになっているようには。その辺は考えていただいているんですかな。

教委総務課長 ここでは一旦、事務処理上ですね、ひとつの締めを設けるという意味で、ここでは2月上旬までになって書いておりますけれども、当然、それ以降、個別の申請があれば、例えば転入をされて来られる方もいらっしゃると思いますので、とりあえず随時受けていくこととしておりますし、仮に4月以降に、事後になって手続きをされる方もおられるかと思っておりますので、それにつきましては、新年度の支給ということで対応していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、（５）臨時職員の賃金改定について、理事者の報告を求めます。
仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の５番目、臨時職員の賃金改定につきまして、
ご説明をさせていただきます。

資料番号５、臨時職員の賃金改定についてという表題の資料をごらん
いただけますでしょうか。

今回の改定につきましては、平成２９年度の国家公務員の給与に関する
人事院勧告及び奈良県の最低賃金額の改定内容を基礎といたしまして
臨時職員の賃金改定を行うとともに、保育士の賃金について、幼稚園講
師に準じ、学歴及び担任の有無の状況に応じ設定するよう改定するもの
でございます。

改正の内容につきましては、（１）賃金の額の改定といたしまして、
土木建築技術顧問、危機管理顧問、文化財活用センター長及び青少年悩
み事相談員を除く臨時職員の賃金につきまして、時間給で３０円、日給
で２４０円、月給で４，８００円引き上げるものでございます。

次に、（２）学歴及び担任の有無に応じた賃金の設定といたしまして、
保育士の賃金について、幼稚園講師に準じ、学歴及び担任の有無の状況
に応じまして設定するよう改定するもので、現行、一律で保育士の賃金
を設定しておりますが、改定後は、幼稚園講師に準じ、４年制大学卒業
程度の学力を有する保育士、担任を持つ４年制大学卒業程度の学力を有
する保育士、短大卒業程度の学力を有する保育士、担任を持つ短大卒業
程度の学力を有する保育士の４区分とするものでございます。

また、施行期日につきましては、平成３０年４月１日施行を予定して
おります。

なお、保育士に係る賃金改定につきましては、去る１１日に開催され
ました厚生常任委員会におきまして、同様のご報告をさせていただいて
おります。

以上、各課報告事項の５番目、臨時職員の賃金改定につきましてのご
説明とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 この趣旨については評価できるものだというふうに考えています。今回、最低賃金が変わったことにも対応してということでおっしゃっていましたが、土木建築技術顧問とか、危機管理顧問とか、その辺のところは抜けているのは、どういうことなのでしょうかね。

総務課長 こちらにつきましては、臨時職員という位置づけではありますけれども、賃金というよりは報酬的要素のほうが強いということで考えておりますので、今回、額の変動は行わないということにしたものでございます。

木澤委員 最低賃金は当然クリアされているってということですね。
すみません、もう1つですね、今回、一律であったものを、きちっと段階もつけて上げていただいているんですけども、もともとと言われていたのが、保育士さんの賃金そのものがサラリーマンの方の平均の給料よりも10万円低いというふうに言われていたんですけども、町の職員さんで、例えば大学卒業されてこちらに入ってこられた方の給料だとどれぐらいになるのか、ちょっとその比較をしてみたいと思うので、金額を、わかれば教えてほしいんですけども。

総務課長 まず、保育士に限らず、新卒で入ってきた者の給料の月額であります。短大卒業になりますと、町の給料表で言いますと、1級15号に位置するということになります。月給では15万8,800円で、ここに、斑鳩町の場合は地域手当6%が加わりますので、月給換算で、ほかの手当てを除きますが、16万8,328円という形になります。また、4大卒につきましては、大学卒業でそのまま入ってきたという者につきましては、1級25号の位置づけとなりまして、現行、17万8,200円が月給となりますので、ここに6%の地域手当を込めますと、18万8,892円という形になります。

担任を持つこの臨時職員と比べますと若干低いということにはなりませんけれども、担任を持つということは、経験が何年か加算されているという考え方に基づくものでございますので、そのあたりは均衡をとれているものということで認識しているところでございます。

委員長 ほかにございませつか。

(な し)

委員長 次に、(6)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく それでは、各課報告事項(6)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業
り政策課 の選考結果について、ご報告させていただきます。

長 資料6をごらんください。

活動提案制度につきましては、住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、住民活動団体の立ち上げを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的に、新たに補助金制度を3年前に創設したものでございます。

9月1日から10月20日までの間で活動提案事業を募集いたしましたところ、7団体から応募がございまして、11月8日に開催されました選考委員会におきまして、書類審査並びに公開プレゼンテーションの内容等によって総合的に審議されました結果を受け、資料6のとおり、7つの事業を採択いたしました。

なお、各団体には、11月28日付で審査結果通知書を送付しておりますが、平成30年度一般会計予算に当該補助金を計上させていただき、予算案の議決をいただきました後に、補助事業として認定し、採択された7団体に認定通知書を送付させていただくこととなります。その後、各団体におきまして、必要に応じて行政関係各課との協議を行いながら、実施計画に従って、平成30年度に補助事業を実施されるものでございます。

以上で、協働のまちづくり活動提案事業の選考結果についての説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。
仲村総務課長

総務課長 総務課から、2点ございます。
まず1点目、職員採用試験の結果についてでございます。
本年度実施いたしました職員採用試験の結果につきまして、合格者は、一般事務職で5名、保健師で3名、保育士で2名、幼稚園教諭で3名、合計13名でございましたが、このうち、一般事務職1名及び保健師1名について、内定決定通知後に辞退の申し出がございましたので、現時点におきまして、平成30年4月1日の採用予定者は11名となっております。

以上、職員採用試験の結果の報告でございます。

続きまして、消防関係の年末年始の行事予定についてでございます。

斑鳩町消防団では、毎年行っております年末特別警戒パトロールにつきまして、本年も12月28日木曜日から30日土曜日まで、3日間実施をいたします。

また、平成30年斑鳩町消防団出初め式を、新年1月5日金曜日午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行いたします。議員皆様には案内状をお送りをさせていただいておりますが、よろしくご出席を賜りますようお願いを申し上げます。

総務課からは、以上でございます。

委員長 福居財政課長。

財政課長 財政課から、町有地の売り払いについて、ご報告を申し上げます。

9月の本委員会でご報告を申しあげましたように、興留5丁目地内の松楽園南側の町有地につきましては、前回の一般競争入札では、入札参加者がなく、入札を取りやめたところでありました。この物件につきまして、再度、一般競争入札により、売却予定価格を下げて処分を進めてまいりたいと考えております。

入札スケジュールの予定につきましては、1月4日に入札公告をした後、入札参加募集期間を2月13日までとし、入札日は2月27日となっております。なお、住民皆さま等への案内につきましては、1月号広報お知らせ版と町ホームページを予定しております。

今後とも、利活用の見込みの低い町有地の早期処分に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、町有地の売り払いについてのご報告とさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
奥村委員。

奥村委員 観光ボランティアの方の件でございますけれども。

委員長 それはその他で。 木澤委員。

木澤委員 職員の採用試験で、今、人数について報告いただいたんですけど、今年度、定年退職予定されている方と、あと、途中で退職を既に申し出ておられる方がおられたら、人数をお聞きしたいんですけども。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 平成30年3月31日の定年退職につきましては、6名となっております。今、現時点で、それ以外で退職の申し出を受けている者はございません。以上です。

木澤委員 6名の内訳、教えてもらえますかね。

総務課長 一般事務職で3名、保育士で2名、その他事務員で1名でございます。

木澤委員 保育士さんはその2名ということですが、一般職で言うと、一応、退職予定者から1名増ということにはなっていますが、この間、退職される方のほうが多くなってきていて、空洞化が起こってきているのかなというふうに思いますので、今回はこういう形でもう結果出てしまっていますけども、やはり、以前から言うているようにですね、職員の適正人数ですね、についての計画、つくるというふうに今までおっしゃっていただいていたので、やっぱりふやすということで充実をさせていただきたいと思いますので。また来年度に向けて、よろしくお願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 奥村委員。

奥村委員 観光ボランティアの方が、観光案内するために観光駐車場に車をとめて100円払っておられるということをお聞きしたんですけども、今後

は、町としてのお考え、どのようにされるか、お聞きしたいと思うんですけども。

委員長 乾副町長。

副町長 ただいま委員おっしゃっていただきましたように、観光ボランティアの方の駐車料金、100円、今、いただいているという状況でございます。この件については、平成23年6月の議会でも観光ボランティアの会から陳情書が出ておったという経緯もございますし、今の現状も、私、11月まで観光協会の事務局長しておりましたので、現状についても把握をしている状況でございますし、また、観光ボランティアの方からも、無料にならないかというお話もたくさんいただいているという状況でございますので。それと、また、観光ボランティアの方については、当町に観光に来られた方の観光案内をするということで、当町の観光に資する活動をやっているというところもございまして、駐車料金を無料にさせていただいてもいいのではないかなという考えは持っております。

委員長 よろしいですか。 木澤委員。

木澤委員 私も以前からそういうふうに、ボランティアの方の果たしていただいている、やっぱり役割ですね、こちらのほうもしっかり理解して、そこについては無料にしていくべきじゃないかなということで意見を申しあげてきましたので、ぜひその方向でしていただくのと、あと、スペースもきちっと1台やっぱり確保できるような形で、今後、先ほどの部分ですね、整備されていくってことですけども、そこもお願いしておきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 そうしたら、ちょっといくつかお聞きしたいんですけども、先日、台

風21号災害がありまして、その被害状況については議員懇談会の際等で報告いただいたり、また、一般質問でも答弁されておられたんですが、その中でですね、今回、気になったのが、中央公民館と中央体育館を指定の避難所として、かなりの人数来られたというふうに思うんです。今回、雨量もかなり多かったことから、今までにないような対応が求められたのかなというふうに思いますが、避難所の運営ですね、今回は職員さんが対応できたと思いますので、取り立てて混乱することはなかったかと思うんですが、例えば大規模地震なんかが発生した際はですね、そもそも職員さんが行けないという中で、避難所としての機能がうまくいくようになっていくのかどうか、ちょっとそこのところ、確認したいなと思ったんですけど。今、どんなふうに。マニュアル的なものがあるのかどうかも含めてですね、教えていただきたいと思います。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 避難所運営の関係につきまして、まず、マニュアルといたしましては、斑鳩町独自のものはございませんが、奈良県の避難所運営マニュアル、作成をされておりますので、これを準用して活用しているという状況でございます。

また、今おっしゃっていただきましたように、大規模地震におきましては、行政の職員のマンパワー、不足することも考えられます。ですので、今、訓練におきましては、住民の方が独自で避難所の運営を行っていただくということで、地域のリーダーづくり、また、避難所に入ったときに名簿の作成等々、そういった実践的な訓練も実施をさせていただきながら、防災力の向上に努めているという状況でございます。

木澤委員 避難所いくつかあると思うんですけども、例えばいかるがホールのように、鍵がかかっている施設もあると思うんです。そうした際の、そのカギの保管っていうんですかね、については、今、どんなになっているんでしょうか。

総務課長 まずは、施設管理者のほうで、当然、鍵のほうは管理をしておりますが、それを所管しております部局のほうですね、例えば保育所のほうでしたら福祉子ども課であったり、学校施設であったら教育委員会の事務局であったりというところも鍵のほうを持っておりますので、そういった施設管理者のほうで対応できない場合につきましては、町の職員が対応するというところで、今、考えているところでございます。

木澤委員 職員さん、それ持って行けてあげられたらいいんですけど、それができない状況もあると思うので、だから地域の、地元の方との連携っていうのも必要になってくるかなというふうに思いますので、また今後、ちょっと検討していただきたいのと、あと、今回、中央体育館のほうに避難された方から、ちょっと避難しても非常に寒い思いをしたという声を聞いているんです。今、避難所の暖房っていうんですかね、等の設備については、どんな状態になっているんでしょうか。

総務課長 まず、避難所の暖房という点でございます。施設自体でそういった暖房設備が整っているところと、また、体育館のような形でそういった空調設備がないところ、さまざまでございますので、施設によって性格が異なっておりますし、また、大規模な災害におきましては、電気等が不通になっているという状況も考えられます。ですので、まず第一義的には、避難してこられる住民の方々が、まず、自主的なものとして、そういった暖かいものとかというのを用意していただくというのがまず第一原則であるということでは考えておりますが、行政といたしましても、毛布の備蓄等を行っておりますし、先般の避難におきましても、毛布のほうをお渡しさせていただいたということもございます。

今後また、実際寒かったというお声、お聞きしている中でですね、発災直後につきましては、なかなか、すぐへの対応というのが難しいとは思いますが、何日かたつ中でですね、何日かと、次の日でもいいんですけども、その中で、できる限りの対応といたしまして、例えば学校のほうとかでもストーブございますでしょうし、選挙のほうでもストーブのほうとか、何ばか備蓄ございますので、そういったものを活用する、も

しくは、災害の協定結んでいる他市町村にそういったものの協力を要請する等に基づきまして、環境を整えてまいりたいということで考えております。

木澤委員 予測できるものでしたら事前に準備をしておくというのと、突発的なものについては、やっぱり事後になってでもですね、そういう対応をしていただいて、やっぱり二次災害っていうのを防いでいくっていうことが大事だと思いますので、その観点で、また今後も充実のほう、よろしくをお願いします。

あと、ごめんなさい、もう1つですね、今回は大和川がかなりの水位になって、大体、今回に限らずとも、今までゲリラ豪雨の中でも、三代川の水門を閉めるという対応を何回かされてきていると思うんです。そんな中で、住民の方から、水門閉めたらその情報を教えてほしいっていう声があるんですけども、そこについては町として対応していただけるものなのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

総務課長 ただいまの三代川の樋門が閉まった際への住民の方へのお知らせの観点でございます。今、町の地域防災計画におきましては、避難準備・高齢者等避難開始であったり避難勧告といった避難に関する情報についての判断基準、大和川を例にとりますと、板東観測所の水位に基づいてそういった避難に関する情報を出しているところでございます。ですので、今の、樋門が閉まったかどうかということにつきましては、避難に関する判断基準にはなっておらないという状況でありますことから、住民さんへの周知というところにつきましては、町といたしましては考えておらないという状況でございます。

木澤委員 わかりました。住民さんからの声がありましたけども、一応、町の考えについてはそういう返事だということで、私のほうからも伝えたいと思います。

それとですね、ちょっと教育分野のことでお聞きしたいんですけども、斑鳩小学校の保護者の方から、今、斑鳩小学校の、多目的室になるんで

すかね、のスペースの半分、町の資料の置き場になっているみたいな話をちょっとお聞きしたんです。私も現場確認できていないんですけども、ちょっとそういうお話をお聞きしたので、その現状について確認したいと思うんですけども、どうなっているんでしょう。

委員長 今現在、わかりますか。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 多目的室の、1階なんですけれども、そのうちの半分以上をですね、町の書庫として場所提供しているという状況になっております。ちょうど保管場所、黎明保育園が建設されたときに、そのスペースを確保するというところからですね、その半分のスペースを使えないかということで、当時、学校長とも相談をいたしまして、じゃあ、その半分のスペースであれば使ってもらっても構わないという確認もとってございましたので、今現状、そういう使い方をしているということでございます。

木澤委員 それは、緊急的にそういう活用の仕方をしているのか、それか、もう今後も書庫のスペースとして使っていこうと考えておられるのか、それはどっちなんですかね。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 書庫の状況につきましては、やはり経年的に事務しております中で、役場の地下大書庫のほうが、今、飽和状態になっております。そうしたことから、書庫の場所というのを探してございましたところ、教育委員会との協議が整いましたので、今、そちらのほうをお使いさせていただいているというところでございます。今、そちらにつきましては、今、書棚のほうも設置をさせていただいていると、今、進めさせていただいているという状況でございますので、できましたらそちらのほうを使わせていただければということで、こちらとしては考えているところでございます。

木澤委員 私、保護者の方から声があったというのは、いわば苦情ですね。何で教育施設が役場の物置になっているのと。もともと、お聞きすると、例えばPTAの会議なんかをする際にも、全面スペース使っているいろいろ何かされていたことなんかがあったりして、それが使えなく、やっぱりなくなってしまっているっていうことなので、それはやっぱりまずいんじゃないかなというふうに思うんです。だから、教育施設についてはやっぱり教育目的できちっと活用できるようにしていくのが筋だと思いますし、町のほうとして、やっぱりずっとそこを使用してですね、書庫にしていっていいんじゃないかと、書類の保管場所については別で確保して、教育施設についてはやっぱり教育目的で使用していただけるように、お返しするというか、開放するというふうに考えていくべきじゃないかなと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時33分 再開)

委員長 再開いたします。
乾副町長。

副町長 今現状、教育施設のほうで、町の書庫ということでお借りしているということでございますけれども、適当な施設がほかにあるのかどうかということも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 そうしたら、このままやっぱりずるずる行くっていうのはまずいと思いますので、できたら次回の総務委員会までに方向性定めてですね、ご回答いただきたいなと思いますので、お願いします。

委員長 次回までに報告いただけるということでよろしいですね。 乾副町長。

副町長 次回の委員会に、報告できるような内容になりましたら報告させていただきますけれども、どういう形でできるのかいうことは、ちょっとこれから協議させていただきたいと思いますので、必ずということでは、報告できるかどうかというのはいわかりませんので、その点、ご了解いただきたいと思います。

木澤委員 次回で言うと2月の、開催されれば2月のほうになるかと思いますが、その時点で検討中なのか、方向性が出ているのかわかりませんが、その時点でのまたご回答いただければというふうに思います。

それとですね、ごめんなさい、もう1点だけ、11月に紅葉祭りをしていたんですけども、毎年していただいているので毎年のことかなとは思いますが、あそこの川沿いの道路を通行される町民の方から、出店される方の車がもう何台もとまっていて交通渋滞になっていたという、これもいわゆる苦情ですね、の声をお聞きしたんですけども、紅葉祭り開催される際に、その対応というのはどういうふうにしていただいているんでしょうかね。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 委員さんご質問のイベントにつきましては、斑鳩町の観光協会により実施されている事業でございます。しかしながら、同団体及び当イベントに町が補助を行っておりますことから、木澤委員様からこのようなご質問を受けたことを斑鳩町観光協会に伝えまして、速やかに委員さんのほうに回答するように申し伝えたいと考えております。以上です。

木澤委員 そういうふうに町民さんからやっぱり苦情の声があったということで、観光協会のほうでも、今後、対策強化していただくようにまた検討していただいて、お返事いただきたいと思いますので、お願いしておきます。

委員長 よろしいか。ほかにございませんか。 伴議長。

議長 今、木澤委員から話があった、斑鳩小学校にこちらのほうの、役場の書類を置かれていると今聞いて、たしかこの横の施設を黎明さんに条件付きで所有権移転して、そして私立の保育所にするという話があったときに、正直、その辺の、そのときには遺物って言いますか、そういうものも保管している。それは、たしかあゆみの家さんのほうへ。そして、書類のほうも速やかに、ちゃんとした場所があるので何も問題がないような話を私は、公式の委員会やったかどうかわかりませんが、確かめたら、そんな話をされました。今聞くと、小学校のところに置いてあると。はっきり言って、確かにそのときの話からすると、何か、やっぱりこう、ちゃんと説明していただきたい。議会のほうに正直に、実は書類の持っていくところが非常に苦労していますねんと、せやけどどうしても民間の保育所誘致せんと待機の問題が出るんやとか、そういう格好で今後お願いしたいなど。やはり何か、さっさといくような、ああ、問題おまへんねんというようなお話。それより、こちらのほう、民間のほうにするとうるようなメリットが出るような話ばかり説明をお受けした、その記憶がございませぬので、今後とも、またそれだけはお願いしたい。もう同じように悩みがあつて、そして前へ進んでいこうというときには、やはり正直にお話をして。今、ちょっと聞いて、憤りを、私自身は感じております。以上でございませぬ。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今回、小村委員が一般質問されていまして日本遺産認定協議会の問題なんですけども、答弁の中では、ちょっと方向性について探っていくような答弁であったというふうに思うんですが、そうした方向性ですね、加入していくのか、その条件があるのかはわかりませぬけども、については、担当の常任委員会に事前にご相談いただきたいなというふうに思ったんです。

先日開催されていまして厚生常任委員会の中でも、ISOの認定の関

係ですね、町の説明としては、もう申請しないことを決めましたので委員会に報告をするという形でおっしゃっていたんですけども、そういうふうに考えているよということで相談した後に結論を出していこうというのが筋じゃないかなというふうに思いました。

この間、特に日本遺産認定の問題については、この担当の総務常任委員会できちんと議会と相談してほしいということも申しあげてきましたので、ちょっとそこだけね、気になりましたので、要望しておきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 先ほどの観光ボランティアの駐車場、有料を無料化する件について、乾副町長は無料化の方向でという答弁をされましたが、それは個人的な意見ですね。と捉まえてよろしいんですね。 乾副町長。

副町長 まだ内部では十分には協議はしておりませんが、個人的というよりも、これから協議をする中で、無料の方向性で考えていきたいということでございますが、まだ決定ではないということでご理解いただきたいと思えます。

委員長 平成23年に、議会は陳情を否決したという経緯もありますのでね、そこら辺も捉まえて、無料か有料か、このままいくのか、無料化にするのか、そこら辺を決定していただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、これをもって、その他についても終わります。
次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

委員皆さま方におかれましては、長時間にわたりましてご審議いただきまして、本当にありがとうございます。おかげをもちまして、付託いたしておりました議案3件につきましても、満場一致で可決ということで、本当にありがとうございます。

あとまた、いろいろ、各課報告等につきましても、意見をいただいております。創業支援センターの整備、また、まちあるきの拠点整備についてということでも、いろいろ意見をいただいた中でございます。特に、このまちあるき拠点整備につきましても大きな問題でございますので、3月議会、委員会のほうでもですね、皆様方に説明できるような資料、できるだけそろえて説明をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、それと、その他のほうでも意見をいただいております。小学校

に置いている書類の問題でございます。これにつきましても、やはり、いろいろ書類等もかなりふえてきている中でですね、置く場所がないという形で、そういう形で利用させていただいたわけでございますけれども、その書類等につきましても、今後、整理できるものとかいろいろございますので、その辺の調整も図りながら、どのような形をとっていくかというようなこと考えていきたいと思っておりますので、しばらく調整する時間等いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時42分 閉会)